

財務省第7入札等監視委員会 平成25年度第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成26年4月3日（木）金沢国税局 1階大会議室	
委 員	委員長 西村 茂（金沢大学法学部 教授） 委員 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 舟橋 秀明（金沢大学大学院法務研究科 准教授）	
審議対象期間	平成25年10月1日～平成25年12月31日	
契約の現状の説明	平成25年10月～12月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により中村委員を次回抽出委員に選出。	
抽出案件	3件	(備考)
競争入札(公共工事)	2件	契約件名 :平成25年度石川県内合同宿舎量水器取替え工事 契約相手方 :株式会社スズキエンタープライズ 契約金額 :1,869,000円 契約締結日 :平成25年11月22日 担当部局 :北陸財務局
		契約件名 :福井春山合同庁舎昇降機設備改修工事 契約相手方 :フジテック株式会社中部支社名古屋支店 契約金額 :4,725,000円 契約締結日 :平成25年10月8日 担当部局 :金沢国税局
随意契約(公共工事)	-件	
競争入札(物品役務等)	1件	契約件名 :確定申告期間の備品等借入及び設営業務 契約相手方 :株式会社日本海企画 契約金額 :8,342,775円 契約締結日 :平成25年12月6日 担当部局 :金沢国税局
随意契約(物品役務等)	-件	
応札(応募)業者数1者関連	2件	競争入札(公共工事)の「平成25年度石川県内合同宿舎量水器取替え工事」案件及び「福井春山合同庁舎昇降機設備改修工事」案件に同じ
委員による意見・質問、それにに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表】 ・金沢国税局 確定申告期の相談業務に係る案件で、無料申告相談業務と電話相談業務の契約単価が違う理由は何か。</p>	<p>無料申告相談業務は各税務署の申告相談会場において税理士が個別に納税者に対し相談業務を行うものであり、電話相談業務は国税局の電話相談センターに税理士を集中配置して一般的な税務相談を行うものであるため、各々の業務内容に応じた単価としている。</p>
<p>【案件 1】 「平成25年度石川県内合同宿舎量水器取替え工事」</p> <p>契約相手方 : 株式会社スズキエンタープライズ 契約金額 : 1,869,000円 契約締結日 : 平成25年11月22日 担当部局 : 北陸財務局</p>	<p>先程、「落札業者のヒアリングにおいて、本件は工期が長く計画が立てやすかったことを聴取した。」との説明があつたが、今後の工事発注の際には、工期を長めにとるなどの工夫をすることで、応札者が増えたり価格が低くなることも考えられるので、是非ご検討いただきたい。</p>
<p>落札価格は低いが、そのことによって取り付けられた製品の品質が悪くなることはないのか。</p>	<p>竣工検査において、仕様書どおりとなっているか確認をしており、仮に仕様書に反した製品を使用した場合には、検査確認が通らないこととなる。 なお、今回はすべて合格品であった。</p>
<p>落札率が低いのは落札業者の企業努力であるとのことだが、そのことを加味しても低すぎる印象を受ける。低い落札価格が正当なのか、あるいは予定価格が高いのか、どちらが正しい数字なのか分からず印象も受ける。 今後、予定価格の設定に当たっては、どちらに重点を置くか又は両方のバランスをとるか、という点においてよく勘案して実施していただきたい。</p>	<p>承知した。</p>
<p>【案件 2】 「福井春山合同庁舎昇降機設備改修工事」</p> <p>契約相手方 : フジテック株式会社中部支社名古屋支店 契約金額 : 4,725,000円 契約締結日 : 平成25年10月8日 担当部局 : 金沢国税局</p> <p>仕様上、安全面を考慮して交換部品に純正品の使用を指定していることについては理解できるが、設置業者からすれば、設置後における保守や部品交換において価格面で有利になることを念頭に置き、設置時の入札に当たって、安価な入札額で確実に契約をしようとする考えられるがいかがか。</p>	<p>福井春山合同庁舎の建築に際しては、国土交通省の発注で工事が実施されており、入札方式については総合評価方式を採用していることから、入札価格も含め総合的な評価の上、落札決定したものと聞いています。 ご指摘のように、交換部品に純正品を指定することで、設置業者に有利に働くことも考えられるが、予定価格の積算に当たっては、あくまで適正な予定価格であるという点に留意して算出しているところである。 また、日頃の保守業務については、必ずしも設置業者のみが行えるわけではなく、保守業者による修理等も対応可能であることから、今回の入札に当たっては設置業者以外の業者参加も見込んで実施したものである。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 3】 「確定申告期間の備品等借入及び設営業務」</p> <p>契約相手方 : 株式会社日本海企画 契約金額 : 8,342,775円 契約締結日 : 平成25年12月6日 担当部局 : 金沢国税局</p>	
<p>以前に税務署ごとで別々に調達していたものを国税局で一括調達とした理由は何か。</p>	<p>税務署ごとにある申告相談会場の広さ、規格や、保管・使用する備品が各々に違っていることから、以前は税務署ごとの実情に応じて別々に調達していたものであるが、各申告相談会場で必要とする備品の内、既存物品では対応できない備品について、スケールメリットを目的として可能な限り規格を統一し、国税局で取りまとめた上で一括調達へと移行したものである。</p>
<p>これらの備品を購入により取得して毎年度使用する場合と、現状のように年度ごとに借入して使用する場合とでは、費用的にみてどちらが安価となるか。</p>	<p>特定の時期のみに使用するこれらの備品を購入した場合には、使用の有無に関わらず大量の備品を常時保有することになるが、庁舎狭隘であるため、一年を通じて外部の保管場所を確保する必要がある。</p> <p>その場合、備品の購入費用の他に毎年度多額の保管料が発生するとともに、保管場所と税務署間の搬出入や年度ごとの申告相談体制の変化によって生じる備品の仕様変更等に係る費用負担も生じることから、これらを総合勘案してコスト比較を行うと、現状の年度ごとに借りる方法がより安価となる。</p>
<p>実際の使用に当たって不都合が生じるようなケースはあったか。</p>	<p>特に問題はなかった。</p>